解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
鹿児島市荒田二丁目二四番一号
株式会社ネオヒューマン
代表清算人　柳田　康雄

解散公告

当社は、平成二十三年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
鹿児島市和田町一〇四一番地一七
株式会社西照電設
代表清算人　西　良枝

解散公告

当社は、平成二十年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
沖縄県うるま市字喜屋武二五八番地七
有限会社マルキ建設工業
清算人　岸本　薫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
石川県加賀市山中温泉西桂木町ト五番地一
社団法人山中青年会議所
清算人　前田壮一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
奈良県生駒市小明町四三七番地二九
特定非営利活動法人きゃんす家
代表清算人　井立　廣美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の第五十七回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
広島県山県郡北広島町大元二五五番地
社団法人大元社
清算人　中田　晴好

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一二号
特定非営利活動法人チャリティー・フォー・チルドレン
代表清算人　松島　章晃

配当公告

愛知県春日井市神屋町二二九八番地七三
破産者　寺浦登美子
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第九五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四六、二九六、五七二円
一、配当をすることのできる金額
金二二、五二一、八六〇円
平成二十三年三月二十九日
名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階弁護士法人あおば法律事務所
破産管財人　山田　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区宮崎町一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
横浜市西区中央二丁目四六番二号万代ビル一階
相続財産管理人　司法書士　加藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市青葉区荏子田二丁目三六番地二〇、最後の住所横浜市緑区東本郷六丁目一七番一―一一七号　被相続人　亡　鈴木　克彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
横浜市中区本町三―二四本町中央ビル九階
相続財産管理人　弁護士　狩倉　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市松村町ヌ三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村　知恵
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
事務所石川県金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門二〇四号多賀法律事務所
相続財産管理人弁護士　多賀　秀典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区船原町一丁目六番地、最後の住所名古屋市瑞穂区船原町一丁目六番地の一六　被相続人　亡　松井　清英
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル八〇二号鬼頭法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼頭　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区南花田口町一丁四五番地、最後の住所大阪府堺市堺区櫛屋町東四丁二番一六号　被相続人　亡　新井　康博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市中小阪四丁目五二番地、最後の住所兵庫県伊丹市堀池一丁目六番一七号　被相続人　亡　森數　俊彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
兵庫県川西市小花一丁目六―二〇肥爪ビル三階
相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区恵美酒九二番地一、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区中野田三丁目一二三番地リベール姫路中野田公園一〇〇二号　被相続人　亡　角田　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年三月二十九日
事務所兵庫県姫路市京口町六一番地
相続財産管理人　司法書士　三輪　學

第24期決算公告

平成23年3月28日

岡山県倉敷市水島川崎通１丁目

水島リバーメント株式会社

代表取締役　長崎　　淳

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	227,982	流動負債	58,866
固定資産	283,025	固定負債	18,424
有形固定資産	277,118	株主資本	433,717
無形固定資産	3,767	資本金	250,000
投資その他の資産	2,140	利益剰余金	183,717
		その他利益剰余金	183,717
		（うち当期純利益）	(9,222)
資産合計	511,007	負債・純資産合計	511,007